

●地すべり対策事業とは？

地すべり等から、人家・財産等を守るために、地すべり等防止法にもとづき、「地すべり防止区域」に指定された区域において、杭工や地下水排除工などの地すべり防止施設の整備を行う事業です。

★地すべり等防止法とは？

地すべりやぼた山の崩壊を防止することを目的としている法律で、昭和33年に公布されました。

▼地すべり対策事業 日木山地区(姶良市)



平成18年7月の豪雨により日木山地区では地すべりによる亀裂が確認されました。大規模な崩壊の恐れもあったため、集水井工やアンカーワークなどの地すべり防止工事を行い、斜面下部の人家は保全され、国道10号も安心して通れるようになりました。

★地すべり防止区域とは？

地すべり等の災害を防止するために、地すべり防止施設を整備したり、特定の行為を制限すべき区域で、地すべり等防止法に基づき、主務大臣により指定されます。

地すべり防止区域内における「行為の制限」とは？

地すべり防止区域内において、次の行為を行う場合は、鹿児島県知事の許可が必要です。

- ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの
- ・地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為
- ・地表水を放流し、又は停滞させる行為、その他地表水のしん透を助長する行為
- ・のり切又は切土で、政令で定めるもの
- ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で、政令で定めるものの新築又は改良
- ・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

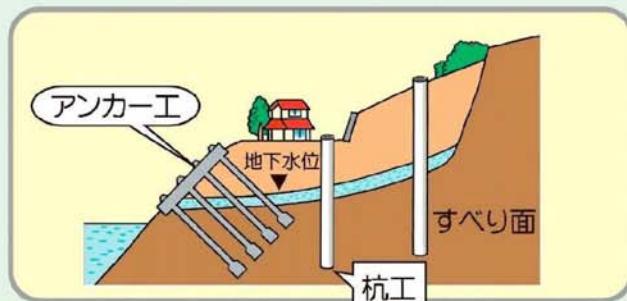
●主な地すべり防止施設

●杭工

杭を深く打ち込み、地面をすべらないようにします。

●アンカーワーク

地表面からアンカーを打ち込み地面を押さえつけます。



●集水井工

井戸やトンネルを掘り、地面の中にたまつた地下水を取り除きます。

●排土工

地すべりを起こしている斜面の頭部の土を取り除きます。

